

6月12日(日)は港区長選挙です

一人一人が思いを込めて みんなで選ぶ 港区長

区民と行政のパイプ役

5月12日は

「民生委員・児童委員の日」



東京都民生委員・児童委員
キャラクター「ミンシー」



こんな活動をしています

たんぽぽ
クラブ

お子さん(4歳くらいまで)と保護者が、自由に
遊べる交流のお手伝いをしています。育児経験
者の立場でアドバイスします。区内10カ所で月1
回開催しています。基本的に参加は自由で、予約(※)も会
費も必要ありません。気軽に遊びに来てください。

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは予約が必要です。

民生委員・児童委員とは

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され児童委員も兼ねています。無報酬で活
動していて、地域の実情に詳しい人が推薦されています。港区には6地区(愛宕・三
田・高輪・麻布・赤坂青山・芝浦港南)の民生委員・児童委員協議会があり、各委員
は担当の区域で活動していますが、担当区域を持たず児童の福祉を専門とする主
任児童委員もいます。

各委員は、日頃から専門分野の理解を深めるため、地区を越えて子育て支援、
児童福祉、障がい福祉、生活福祉、高齢福祉の5つの事項別部会と主任児童委員
部会を開き、自主的な勉強を続けています。

悩みを聞き、ニーズを捉え、機関へつなぎます

民生委員・児童委員には、守秘義務が課せられています。また、個人の人格を常
に尊重することも義務付けられています。

何か悩んだり困ったりすることがあったら、
気軽に民生委員・児童委員にご相談ください。



橋渡し

行政窓口への連絡
行政の福祉サービス情報の提供

- 区役所・福祉事務所・高齢者
相談センター等
- 学校・児童相談センター・
子ども家庭支援センター等

**民生委員・児童委員の
活動をPRしています**

民生委員制度は、前身の済世顧問制度が大
正6年5月12日に発足し、今日に至っています。
この創設の日を「民生委員・児童委員の日」と定
め、全国一斉に民生委員が社会福祉の増進に
取り組む決意を新たにするとしました。

5月12日(木)～18日(水)は、「民生委員・児童
委員の日」活動強化週間です。港区民生委員・
児童委員の日頃の活動を知っていただくため
に、12日前後に各総合支所でパネル展示等のP
Rを行います。お住まいの地区を担当する委員
を知りたい場合は、お問い合わせください。



**ネットワーク
づくりへの参加**

ボランティア活動
地域団体・福祉団体

**民生委員
児童委員**

**地域に根ざした
活動**

相談・支援

福祉サービスの情報提供
地域の実情把握

- 高齢者や障害者のこと
- 生活に困っている人のこと
- 子どもや妊産婦のこと



問い合わせ

各総合支所区民課保健福祉係 2面欄外参照
保健福祉課福祉活動支援係 ☎3578-2379

地域とともに紡いできた100年の歴史

——平成29年に民生委員制度100周年、児童委員制度70周年を迎えます——

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** へ ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前7時～午後11時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<http://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

子育て・関連情報

子ども

バースデイ歯科健診～年に一度は歯科健診を受けましょう～

歯科健診・歯科保健相談・歯ブラシの使い方の指導等を行います。
☑ 1・2・4・5・6歳になる就学前の区内在住のお子さん(誕生月を過ぎても受診できます)※3歳のお子さんは「3歳児健診」(個別に通知します)をご利用ください。
📅 6月1日、7月6日(水)午後1時30分～2時30分
📍 みなと保健所3階

持ち物 母子健康手帳・歯ブラシ
☑ 当日直接会場へ。※日程が合わない人はご相談ください。妊産婦の歯科健診を希望する人は、お問い合わせください。
☎ 電話で、みなとコールへ。
☎5472-3710
📍 健康推進課地域保健係

なかよし会

ダウン症児とその保護者の会です。交流や情報交換を行います。
☑ 区内在住で、ダウン症児とその保護者
📅 6月8日(水)午前10時～11時30分
📍 みなと保健所3階

☎ 電話で、健康推進課地域保健係へ。
☎6400-0084

平成28年度(第2回)港区奨学生募集

☑ 次の要件を全て満たす人(1)貸し付け日の6カ月前から保護者が港区に住所を有していること(2)経済的理由により修学が困難であること(3)都内または隣接県内の高等学校・高等専門学校・専修学校の高等課程または各種学校の高等課程に準ずる課程に在学している人(4)東京都育英資金その他同種の返還義務のある奨学金を借りていないこと(併願はできますが、両方を同時に借りることはできません)

せん)
貸付金額(月額)

	国公立	私立
高校	1万8000円以内	3万5000円以内

☑ 15人程度
募集案内配布場所 庶務課(区役所7階)、各総合支所、各港区立図書館、港区所在の各高等学校(公立・私立)
港区ホームページからダウンロードもできます。
☑ 郵送または直接、5月16日(月)～6月15日(水・消印有効)に、〒105-8511 港区教育委員会事務局庶務課庶務係へ。☎3578-2713

児童手当・児童育成手当のご案内

児童手当
平成28年度において中学校修了までの国内に居住している子どもの養育者等に支給します(表1の(1)参照)。
支給月額(子ども1人当たり)
●3歳未満 1万5000円
●3歳～小学校修了前 1万円
※第3子以降は1万5000円
●中学生 1万円
※平成27年中の所得が限度額を超過する人は5000円(表2の(1)参照)
児童育成手当
児童育成手当には、ひとり親が対象の「育成手当」と障害を有する児童を養育している人が対象の「障害手当」があります(表1の(2)および表2の(2)参照)。
支給月額(子ども1人当たり)
●育成手当 1万3500円
●障害手当 1万5500円
現況届のお知らせ
児童手当・児童育成手当を受給している人は、受給資格更新のため、「現況届」の提出が必要です。6月上旬に書類を送付しますので、6月30日(木)までに提出してください。現況届の提出がないと、6月分以降の手当を受給することができません。

問い合わせ
子ども家庭課子ども給付係 ☎3578-2430～3

表1 手当名		支給要件
(1) 児童手当		中学校3年生まで(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している人 ※児童が施設(乳児院等)に入所している場合や里親に委託されている場合は、施設長や里親が申請することになっています。 ※離婚協議中等により別居している場合は、児童と同居している人に優先的に支給します。 ※父母が海外居住の場合は、その父母が日本国内で児童を養育している人を指定すればその人に支給します。 ※児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。ただし、留学のために海外に住んでいて一定の要件(父母等と同居していないこと等)を満たす場合は支給対象になります。
	(2) 児童育成手当	18歳到達後、最初の3月31日までの次に該当する児童を養育している人 ●父母が離婚した児童 ●父または母が死亡した児童 ●父または母が重度の障害を有する児童(身障手帳1・2級程度) ●父または母が生死不明である児童 ●父または母に1年以上遺棄されている児童 ●父または母が保護命令を受けた児童 ●父または母が1年以上拘禁されている児童 ●婚姻(内縁・事実婚を含む)によらないで生まれた児童 ※児童が施設(乳児院等)に入所している場合は対象となりません。
	障害手当	20歳未満で心身に次の程度の障害がある児童を養育している人 ●愛の手帳1・2・3度程度 ●身体障害者手帳1・2級程度 ●脳性マヒまたは進行性筋萎縮症

表2 所得限度額		(2) 児童育成手当(育成手当・障害手当)	
(1) 児童手当		扶養人数	所得額限度額
扶養親族等の数	所得額限度額	0人	368万4000円
0人	630万円	1人	406万4000円
1人	668万円	2人	444万4000円
2人	706万円	3人以上	1人増加するごとに38万円加算
3人	744万円	※(1)(2)の額は、あらかじめ社会保険料相当額8万円を基準額に一律加算してあります。	
4人	782万円		
5人以上	1人増加するごとに38万円加算		

発達支援センター事業

区では、お子さんの発達について心配なことを相談できる窓口として「発達支援センター相談室」を設置しています。
相談
子育てに不安のあるご家族からの連絡を受けて相談面接を行い、お子さんの育ちを支援するとともに、ご家族が子育てに自信を持ち、かつ、楽しめるように支援します。
また、18歳以上の発達障害についての相談も受け付けています。
一般相談
相談員が、お子さんの発達について気になることやご家族の悩みについての相談を受けます。その後、適切な機関を紹介したり、発達の支援が必要なお子さんに対し

ては専門相談に引き継ぐ等のコーディネートを行います。
専門相談
発達に心配や遅れのあるお子さんに、専門職(心理士・精神科医・言語聴覚士・作業療法士等)による相談を行います。
グループ活動
年齢別・少人数でのグループ活動を通してお子さんの育ちを支援します。保護者同士の仲間作りもできるグループです。
(1) ひよこグループ(1・2歳児)
親子での遊びや、スタッフ・お友だちと一緒に時間を過ごすことで、お子さんの好きなことや興味を広げます。保護者の話し合いの時間には、同じような悩みを持つ保護者やスタッフと共に、生活の

中での困りごとについて考えます。
(2) 幼児グループ(3歳～5歳児)
お子さんの発達や興味・関心に合わせてプログラムを通して、楽しい活動を重ね、達成感を味わいます。保護者の話し合いの時間にはお子さんの年齢や特性に応じた相談ができます。
(3) 小学生グループ
少人数のグループの中でスタッフや友だちと安心できる関係を築き、社会性を身に付け、自信につなげます。
(4) 中高生グループ
学校生活の中で友だちや先生と安心した関係を築けるように、少人数のグループ活動により、友だち作りや居場所作りを支援します。

問い合わせ
発達支援センター相談室 ☎3441-5260

特別障害者手当等の支給月額の変更について

特別障害者手当等について、平成28年4月分から次のとおり支給月額が変更になりました。
対象手当
(1) 特別障害者手当
変更後 2万6830円
変更前 2万6620円
(2) 障害児福祉手当
変更後 1万4600円
変更前 1万4480円
(3) 経過的福祉手当
変更後 1万4600円
変更前 1万4480円

問い合わせ
障害者福祉課障害者事業運営係 ☎3578-2389

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについて、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

エコライフ・フェア MINATO2016を開催します

エコライフ・フェアMINATO2016では、エコに取り組む団体、企業等の各出展ブースやステージ等において、「参加団体や企業の環境報告のパネル展示」や「体験型イベント(飲料紙パックを使ったエコガーデニングや体験工作等)」をはじめ、「ステージイベント(環境キャラクターショー、エコマジックショー等)」、区内企業からの提供品等が出品される「朝市エコバザー」、各出展団体ブースを回る「エコクイズラリー(参加景品あり)」、「緑のカーテンの苗の無料配布」等を行います。

また、飲食物の販売や休憩テントもあります。

子どもから大人まで、環境問題について楽しく学べるイベントです。たくさんの皆様のご来場をお待ちしています。

とき 5月22日(日)午前10時～午後3時

※小雨決行

ところ 有栖川宮記念公園

その他の催し物

- ・リサイクル自転車販売
- ・自転車無料簡易点検
- ・リサイクルバザー
- ・次世代自動車の展示 等

バードウォッチング参加者募集

新緑の公園の中でバードウォッチングを体験しませんか。

定員 10組(申込順)

※双眼鏡10台無料貸し出しあり

とき (1)午前10時30分～11時10分
(2)午前11時30分～午後0時10分(3)午後1時30分～2時10分

※開始20分前から受け付け開始

申し込み 電話またはメールで、5月16日(月)までに、みなと環境にやさしい事業者会議(mecc)事務局へ。 ☎6806-9280

メールアドレス

info@mecc-minato.net

問い合わせ

環境課地球環境係 ☎3578-2497



会場内の様子



体験型イベント

エコライフ・フェア MINATO2016で 資源回収を実施します

ご家庭で不用になった、古着・布団・廃食用油・使用済み小型家電製品・園芸土を回収し、リユースまたはリサイクルします。

回収方法 古着は洗濯してポリ袋等の中身の見える袋に入れてください。廃食用油はペットボトル等のふたの閉まる容器に入れてお持ちください。使用済み小型家電製品の回収は、対象9品目(携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、電子辞書、電卓、ポータブルカーナビ、ACアダプター等のコード類)になります。不用園芸土は、必ず園芸土のみをビニール袋に入れてお持ちください。1人2袋(1袋当たり

約3キログラム)程度まで回収します。

回収できないもの

マットレス、食用以外の油、砂・砂利・石・枯れ枝・茎・根・その他の異物が混ざっている土、腐敗した土、植木鉢やプランター等の容器類、汚れのひどい古着・布団、ペット用に使用された古着や土、事業所から排出されたもの

とき

5月22日(日)午前10時～午後3時

ところ

有栖川宮記念公園

※エコライフ・フェアMINATO2016での実施です。みなとりサイクル清掃事務所のテントまでお持ちください。

問い合わせ

みなとりサイクル清掃事務所ごみ減量推進係 ☎3450-8025



緑化推進事業のご案内

総合支所の事業

各総合支所では、さまざまな緑化推進事業を行っています。ぜひご利用ください。

屋上等緑化助成

建築物の屋上・壁面を新たに緑化する場合、費用の一部を建物の所有者に助成します(上限500万円まで、壁面のみは上限45万円)。

対象建築物

- (1)敷地面積250平方メートル未満の新築および既存建物
- (2)敷地面積250平方メートル以上の竣工後5年以上経過している既存建

建築物

生け垣造成助成

樹木を主体とした垣根(樹木の高さは1メートル以上)を道路沿いの見やすいところに造成する場合、費用の一部を助成します。

保護樹木等の指定および補助

区の基準に該当する民間所有の樹木・樹林・生け垣について、所有者の申請に基づき、保護樹木・樹林として指定し、管理費用の一部を補助します。

また、指定した樹木の事故(倒木枝折れ等)により第三者に損害が生じたときの所有者の負担を軽減する

ために、区が所有者に代わり樹木保険に加入します(自然災害は除く)。

保護樹木等の主な指定基準

- (1)樹木は地上1.2メートルの高さで幹の周囲が1メートル以上のもの
- (2)樹林は面積200平方メートル以上のもの
- (3)生け垣は長さ20メートル以上のもの

樹木の引き取り・あっせん

区民の皆さんが大切に育ててきた樹木を、引っ越しや増改築により伐採しなければならなくなった場合、区が調査の上、移植等が可能な樹木を引き取ります(鉢植えは不可)。

引き取った樹木は区が指定する場所に移植し、希望する人にあっせんします。

その他

植木市

春季 5月14日(土)有栖川宮記念公園

秋季 10月8・9日(土・日)のみなと区民まつり開催時・芝公園一帯

緑の募金の受け付け

各総合支所で受け付けています。

敬老・誕生記念鉢植えの配布

対象者には個別に通知します。

園芸講座

「広報みなと」で募集する予定です。

建築計画時の緑化指導等

新築や増改築等の計画があるときは、区の基準に基づく緑化を指導しています。

敷地面積が250平方メートル以上の場合、建築確認申請前に「緑化計画書」を区に提出してください。既存樹木をやむを得ず伐採するときには「伐採届」が必要になります。

「伐採届」が必要な樹木

- (1)地上1.2メートルの高さで幹周囲が1メートル以上の樹木
 - (2)100平方メートル以上の一群の樹林
 - (3)長さが20メートル以上の生け垣
- みどりの保全と普及啓発を進める自主活動団体を募集します**

港区みどりの活動員制度は、区民協働によるみどりの保全と創出を推進するため、みどりの活動団体が行う民有緑地の維持管理やみどりの普及啓発に関する自主活動を支援する制度です。

区は、必要な資材や経費の助成と技術的な支援を行います。

支援の対象となる活動

- ・公益性の高いみどりの保全と創出に関する自主活動
- ・公開性のある緑地の維持管理活動やみどりに関する学習会
- ・普及啓発等の自主活動

支援の内容

- ・活動に要する費用の助成(一団体あたり年間20万円を限度)
- ・維持管理用具等の貸与

支援と活動団体の認定

支援や助成を受けるには、区の認定を受ける必要があります。

認定申請の手続きについて

環境課(区役所8階)で制度の説明と申請書の配布、認定申請を受け付けています。

問い合わせ

- 総合支所の事業について各総合支所協働推進課まちづくり推進担当 ☎欄外参照
- 建築計画時の緑化指導等について環境課緑化推進担当 ☎3578-2330

高輪地区地域事業 高輪みどりを育むプロジェクト 自然教育園講習会 & 園内散策



園内散策の様子

高輪みどりを育むプロジェクトでは、地域の環境に対する住民意識の向上や、緑に対する区民の理解を高める取り組みを行います。今回は、国立科学博物館附属自然教育園の協力のもと、講習会と園内散策を行います。

対象

区内在住・在勤・在学者
※小学生は保護者同伴

とき

6月4日(土)午前9時30分～午後0時30分

ところ

国立科学博物館附属自然教育園(白金台5-21-5)

定員

25人程度(抽選)

内容

自然教育園内で落葉や木の実を利用した工作の講習会と、専門講師の解説付き園内散策を行います。

※雨天時は一部変更

費用

無料



講習会の様子

申し込み

電話で、5月12日(木)～25日(水)に、みなとコール(午前9時(初日は午後3時)～午後5時)へ。

☎5472-3710

※抽選の当否は5月30日(月)までにお知らせします。

その他

動きやすい服装でご参加ください。

問い合わせ

高輪地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当 ☎5421-7664

緑のカーテン用の 苗の無料配布をします

区では、建物の壁面等にネットを張り、ゴーヤやアサガオ、フウセンカズラ等のつる性植物を育て、カーテンのように建物を包むことで夏の強い日差しを和らげる「緑のカーテンプロジェクト」を行っています。

この「緑のカーテン」は、建物の温度上昇を抑えることができ、節電等の省エネルギー化やヒートアイランド現象への対策にも有効です。

区民の皆さんもご自宅等で気軽に「緑のカーテンプロジェクト」に取り組めるように、つる性植物(ゴーヤ、アサガオ、フウセンカズラ)の苗の無料配布を行います。

対象

区民

配布数 1人2袋まで(1袋2株)

※苗が無くなり次第終了

とき・ところ

表参照

申し込み

当日直接会場へ。

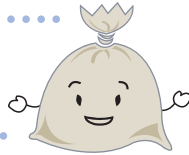
問い合わせ

環境課地球環境係 ☎3578-2498

表 苗の無料配布日程

日 時		場 所	配布数
5月22日(日)	午前10時15分～無くなり次第終了 (午前9時30分から整理券を配布)	有栖川宮記念公園 ([「エコライフ・フェアMINATO2016」]にて配布)	1200袋
5月24日(火)	午前10時～無くなり次第終了	芝浦港南地区総合支所	300袋
5月26日(木)	午前10時～無くなり次第終了	赤坂地区総合支所	300袋
5月28日(土)	午後1時～無くなり次第終了	エコプラザ	150袋
5月30日(月)	午前10時～無くなり次第終了	台場分室	100袋
6月1日(水)	午前10時～無くなり次第終了	高輪区民センター	300袋
6月3日(金)	午前10時～無くなり次第終了	港区役所	150袋

家庭系ごみ量の「見える化」事業を実施しました



家庭から出る可燃ごみのうち約3割が生ごみであり、さらに生ごみの7～8割が水分といわれています。

家庭から出るごみを少しでも減らすためには、生ごみの水分を切ってから出すことが効果的です。そこで、区内の集積所等を対象として、生ごみの水切りによる減量効果を数値として掲示する「見える化」事業を実施しています。前半の1カ月間(8回)は、通常通り可燃ごみを出していただきます。後半の1カ月間(8回)は、区から無料でお渡しする水切りネットを使う等、家庭で生ごみの水分を十分に切ってから可燃ごみとして出していただきます。また、同時に分別の徹底等により、可燃ごみの減量にも取り組んでいただきます。

今回、芝地区の集合住宅で見える化事業を実施しました。

可燃ごみ計量実施場所

芝公園アビタシオン 全77世帯

可燃ごみ計量期間

1月12日～3月4日の約2カ月間

実施結果(可燃ごみ計量結果)

(1)生ごみ減量取り組み前(1月12日～2月5日、計8回の計量)

合計重量 1460キログラム

平均重量 182.5キログラム(1回当

たり)

(2)生ごみ減量取り組み後(2月9日～3月4日、計8回の計量)

合計重量 1420キログラム

平均重量 177.5キログラム(1回当たり)

(3)可燃ごみ減量効果(取り組み前後での比較)

合計重量 40キログラムの減量

平均重量 5.0キログラムの減量

減量割合 約2.7パーセント

「芝公園アビタシオン」にお住まいの皆さんには、本事業にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

区民の皆さんも、各家庭での水切りや家庭から出るごみの減量にご協力ください。

家庭系ごみ量の「見える化」事業にご協力いただけるモデル集積所を募集します

区内の集積所等を対象として、生ごみの水切り等による減量効果を数値として掲示する「見える化」事業を実施します。

実施時期

10月と11月の約2カ月間

※実施日程は、申し込み後に決定します。

実施方法

前半の1カ月間は、通常どおり可燃ごみを出していただきます。

後半の1カ月間は区から無料でお渡しする水切りネットを使う等、家庭で生ごみの水分を切ってから可燃ごみとして出していただきます。併せて可燃ごみ自体の減量にも取り組んでいただきます。合計約2カ月間(16回)、集積所で出された可燃ごみの重さを計量し、可燃ごみの減量効果を公表します。

応募要件

次の要件を全て満たしていることが必要です。

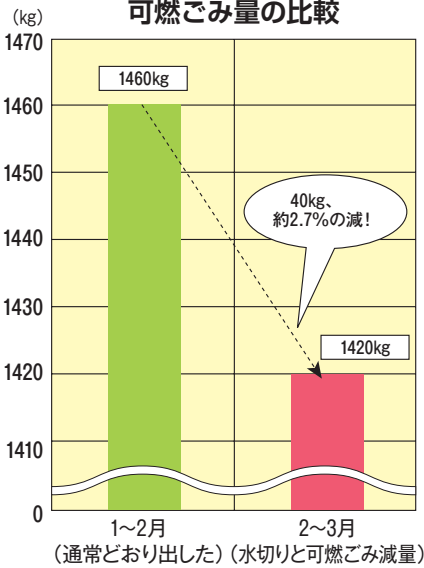
(1)区内でおおむね50～80世帯程度が使用している集積所であること。単独の集合住宅でも可能です。

(2)ディスプレイシステムを導入していないこと。

(3)後半の1カ月間は集積所を利用している世帯のおおむね6割以上で、生ごみの水切りおよび可燃ごみの減量等にご協力いただけること。

※必要な場合には、事前に区の職員が事業の実施内容について説明します。お気軽にお問い合わせください。

芝公園アビタシオン 可燃ごみ量の比較



募集集積所数

2カ所程度

ごみ減量効果の公表

「広報みなと」、港区ホームページでごみ減量効果を公表する予定です。

申し込み

電話で、6月6日(月)までに、みなとリサイクル清掃事務所ごみ減量推進係へ。

※個人での申し込みはできません。集積所を管理している人等がお申し込みください。

問い合わせ

みなとリサイクル清掃事務所ごみ減量推進係 ☎3450-8025

高 齢 者 関 連 情 報

一部 65 歳以下を対象とした内容も掲載しています

おむすびサービス

(住民参加型の有償在宅福祉サービス)

日常生活を営む上で支援を必要とする人(利用会員)と支援できる人(協力会員)をむすび、地域で住民相互の助け合いを推進する会員制の事業です。

会員区分・年会費

利用会員(年会費2000円)

区内で高齢や障害、病気・けが等何らかの理由で日常生活を営む上で支援を必要とする人

協力会員(年会費初年度2000円、更新時1000円)

サービスの提供に協力できる18歳以上の人(高校生不可)

賛助会員(年会費1口2000円、何口でも可)

この事業の趣旨に賛同し、経済的に支援して下さる人または団体
※事前に会員登録が必要です。

活動内容・料金

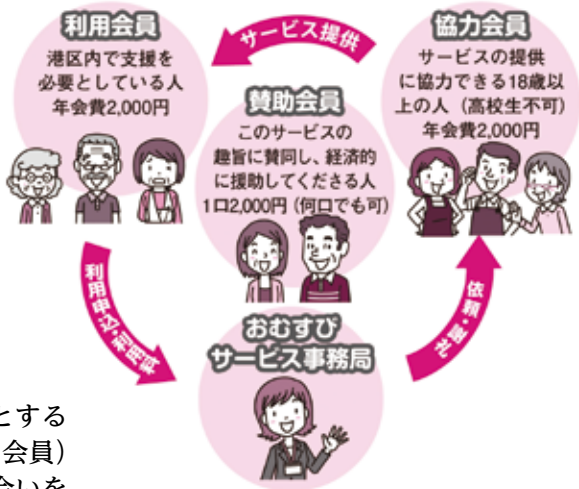
内容	料金
● 普段の掃除・整理整頓・洗濯 ● 通院や散歩の付き添い ● 話し相手・食事の準備 等	1時間 800円
● トイレや風呂等の水周りの掃除 ● 普段できない掃除や衣替え 等	1時間 1200円

活動時間

月～金曜(土・日曜、祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時

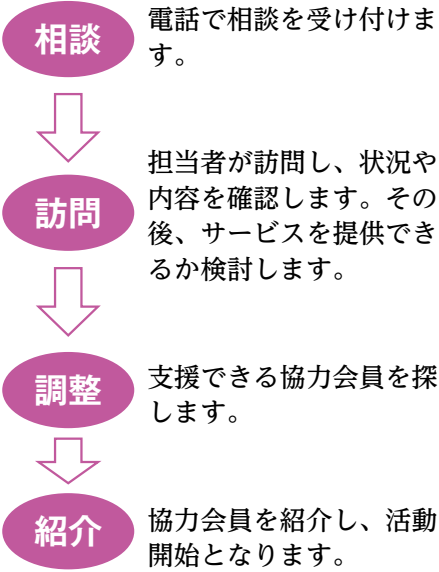
※1回の活動時間は原則2時間以内

※依頼内容により、対応が難しい場合



や、応じられる協力会員が見つからない場合があります。

利用までの流れ



問い合わせ

港区社会福祉協議会地域福祉係
☎6230-0281 FAX6230-0285

担当課 保健福祉課福祉活動支援係

介護予防サポーター・
介護予防リーダー養成講座

区では、介護予防を普及し、高齢者が地域で元気に暮らしていけるようサポートする介護予防サポーター、介護予防リーダーを養成しています。

介護予防サポーターは、区や関係機関が実施する介護予防の行事等のお手伝いをするボランティア、介護予防リーダーは、地域で介護予防活動を主体的・積極的に担うボランティアです。

養成講座の事前説明会

とき 6月3日(金)午後2時～4時

ところ 介護予防総合センター

申し込み 当日直接会場へ。

※会場で講座申込書を配布します。

(1)介護予防サポーター養成講座

とき 6月10・17・24日(金・全3回)午後1時30分～4時30分

※6月24日(金)は午前10時30分～正午に認知症サポーター養成講座があります。

(2)介護予防リーダー養成講座

とき 7月1日～10月7日(8月12・19・26日、9月2・9日を除く毎週金曜、全10回)午後2時～4時30分

(1)(2)受講申し込み共通事項

対象 20歳以上の区民

定員 30人程度(抽選)

費用 無料

申し込み 事前説明会に出席するか、直接、(1)は6月3日

(金)までに、(2)は6月8日(水)までに、受講申込書(募集要項に添付)と住所の確認できる身分証を、介護予防総合センターへ。

※募集要項および受講申込書は、介護予防総合センターホームページまたは介護予防総合センター・いきいきプラザ・高齢者相談センターにあります。



養成講座の様子

問い合わせ	
介護予防総合センター	☎3456-4157
高齢者支援課介護予防係	☎3578-2407～13

認知症緩和ケア(タフティール)を学びませんか

☎ 区民

☎ 5月31日(火)午後2時～4時

☎ 芝公園区民協働スペース

☎ 25人(申込順)

持ち物 フェイスタオル

☎ 電話で、芝地区高齢者相談センターへ。 ☎5232-0840

食べて美味しい栄養士講座6月「しなやか血管は食生活で守る～ドロドロ血液の改善で血管の内腔を守る～」

☎ おおむね50歳以上の区民

☎ (1)6月8日(水)午後2時～3時

(2)6月17日(金)午後2時～3時(3)6月21日(火)午前11時～正午

☎ (1)三田いきいきプラザ(2)神明いきいきプラザ(3)虎ノ門いきいきプラザ

☎ (1)25人(2)30人(3)15人(抽選) 費用 300円

☎ 電話または直接、(1)5月22日(日)までに、(2)5月31日(火)までに、(3)6月5日(日)までに、各いきいきプラザへ。 ☎欄外参照

転倒・骨折の予防「6月開始バランストレーニング講座」

☎ 介護保険の要支援認定または

高齢者相談センターで参加対象と認定された65歳以上の区民

☎ (1)6月3日～9月23日(9月2日を除く毎週金曜・全16回)午前10時～11時30分(2)6月9日～9月22日(毎週木曜・全16回)午前10時～11時30分(3)6月2日～9月29日(8月11日・9月22日を除く毎週木曜、全16回)午後2時～3時30分

☎ (1)白金いきいきプラザ(2)豊岡いきいきプラザ(3)台場高齢者在宅サービスセンター

☎ 各8人(申込順) ☎ 電話で、各高齢者相談センターへ。 ☎欄外参照

6月開始の介護予防総合センター「はじめてのスイーツ教室」

☎ 60歳以上の区民で、一人で会場まで通うことができ、継続して参加できる人

☎ 6月1・15・29日、7月6日(水曜・全4回)午後2時～3時30分

☎ 18人(抽選) 費用 食材費の自己負担あり

☎ 直接、5月20日(金)までに、介護予防総合センターへ。

☎ 介護予防総合センター ☎3456-4157

はり・マッサージサービス

☎ 65歳以上の区民

☎ 6月14・15日(火・水)

☎ 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(午前9時30分開館)

☎ 60人(申込順)

費用 1000円

☎ 電話で、5月20日(金)午後5時までに、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザへ。 ☎5443-7338

台場訪問相談会

芝浦港南地区高齢者相談センターが出張窓口を開設します。

☎ 65歳以上の区民やその家族

☎ 5月24日、7月26日、9月27日(火)午前10時～11時30分

☎ 台場高齢者在宅サービスセンター

☎ 当日直接会場へ。

☎ 芝浦港南地区高齢者相談センター ☎3450-5905

自分らしい終活のススメ「遺言、葬儀、お墓などを考える講座」

家族に残したい自分の希望や気持ちを整理してみませんか。

☎ 区内在住・在勤・在学者でテーマに関心がある人

☎ 6月10日(金)午後2時～4時

☎ 男女平等参画センター

☎ 20人(申込順)

☎ 電話・ファックスまたは直接、氏名・住所・電話番号を、男女平

等参画センターへ。

☎3456-4149 FAX3456-1254

☎ 総務課人権・男女平等参画係

(1)初めてパソコン教室(2)ワードパソコン教室

☎ 50歳以上の区民

☎ 6月4日～8月6日(6月11日を除く土曜・全8回)(1)午後2時～3時30分(2)午後4時～5時30分

☎ 飯倉いきいきプラザ

☎ 各10人(抽選)

費用 2000円(テキスト代)

☎ 電話または直接、5月21日(土)までに、飯倉いきいきプラザへ。 ☎3583-6366

はじめのい～っぽ「初心者のためのウクレレ教室」

レンタルウクレレを無料で貸し出します。

☎ 60歳以上の区民

☎ 6月1・15日、7月6・20日、8月3・17日(水・全6回)午後6時～7時

☎ 港南いきいきプラザ

☎ 15人(抽選)

☎ 電話または直接、5月18日(水)までに、港南いきいきプラザへ。 ☎3450-9915

芝地区地域事業

自分を生かして、まちを活かす

「第4期ご近所イノベータ養成講座」

自分のやりたいことをまちにつなげることで、地域に豊かさや幸せをもたらす「人財(じんざい)」(=「ご近所イノベータ」)の養成をめざし、慶應義塾大学と連携して実施する少人数制の実践型講座です。「自分の想いを実現する」技法についての講義やワークショップの他、地域活動の実践、「芝の家」でのコミュニティ体験を通して地域活動の方法について学びます。

講座修了生は、芝地区におけるネットワークづくりの担い手、芝の家等で人と人を結びつけるためのスタッフ、町会・自治会等で活動する「人財」等として、地域コミュニティ活性化のために活躍しています。

詳しくは、ご近所イノベーション学校ホームページ <http://gokinjo-i.jp> をご覧ください。

対象

地域づくりに積極的に取り組みたいと考えている人。特に、芝地区でのコミュニティづくりに熱意がある人(原則として全ての講座に出席できる人)

とき 全10回、**表1**のとおり

ところ 芝コミュニティはうす(芝5

ー13-15芝三田森ビル2階)、慶應義塾大学(三田2-15-45)、芝の家(芝3-26-10)、きらきらプラザ新橋

定員 20人程度(書類選考・面接)

費用 無料

申し込み

応募動機やこれから実現したいこと等、講座に向けての思いを400字程度でお書きください。また、これまでの地域活動への取り組み等、紹介したい経歴があればお書きください。

6月7日(火・消印有効)までに、次の方法で申し込みください。

(1)ご近所イノベーション学校ホームページ内のエントリーフォームから送信してください。

(2)申込書に必要事項を記入し、封筒に「ご近所イノベータ養成講座応募資料在中」と朱書きの上、郵送で、〒105-8511 芝地区総合支所協働推進課地区政策担当へ。

※申込書は、港区ホームページからダウンロードできる他、芝地区総合支所協働推進課(区役所2階)および芝の家で配布します。

選考方法

(1)書類審査

応募者多数の場合、区内在住者を優先し選考します。

芝浦港南地区地域事業

「知生き人養成プロジェクト」 受講生募集

「知生(ちい)き人養成プロジェクト」は、芝浦港南地区に関する講座やワークショップを通じて、まちの魅力を発信できる人材を育成する取り組みです。

講師には、地区内にキャンパスがある東京海洋大学と芝浦工業大学の先生を招き、各講座を実施します。

運河や海辺に囲まれて水辺資源等が豊富な芝浦港南地区の魅力を一緒に学んでみませんか。

対象

18歳以上の芝浦港南地区(芝浦、海岸2・3丁目、港南および台場)在住・在勤・在学者

とき

前期講座 全4回、**表2**のとおり

後期講座 10月～平成29年2月(全4回)

定員

20人(抽選)

※参加決定者にはプログラム等を詳

しくお知らせします。

費用

無料

申し込み

郵送、ファックスまたは直接、参加申込書を作成の上、5月27日(金・必着)までに、芝浦港南地区総合支所協働推進課地区政策担当へ。

または知生(ちい)き人養成プロジェクト専用ホームページ

<https://chiikijin.net>

からも申し込みできます。

※参加申込書は、芝浦港南地区総合支所協働推進課で配布している他、港区ホームページからダウンロードもできます。

送付先・問い合わせ

〒105-8516 芝浦港南地区総合支所協働推進課地区政策担当
☎6400-0013

表2 前期講座スケジュール(予定)

	日時	場所	タイトル	講師
1	6月4日(土) 午前9時～正午	芝浦港南地区総合支所等	芝浦百景① (まちあるき取材編)	桑田 仁 (芝浦工業大学)
2	6月25日(土) 午前10時～正午	芝浦港南地区総合支所	芝浦百景② (プレゼンテーション編)	前田 英寿 (芝浦工業大学)
3	7月30日(土) 午後2時～4時	東京海洋大学	透明標本を使った 「食う・食われる」の関係	河野 博 (東京海洋大学)
4	8月25日(木) 午後6時～8時	芝浦港南地区総合支所等	ベイエリアの水辺環境を 子供たちに伝え残そう!	佐々木 剛 (東京海洋大学)

※敬称略

(2)面接審査

書類選考通過者に対し、6月26日(日)・28日(火)にきらきらプラザ新橋で実施します。

(3)選考結果通知

合否にかかわらず、7月上旬以降に通知します。

説明会を開催します

とき 5月21日(土)午後1時30分～3

表1 第4期ご近所イノベータ養成講座スケジュール(予定)

	とき	プログラム
1	7月30日(土)	導入合宿1:やりたいことを地域につなげよう!ご近所イノベーション論序説
2	7月31日(日)	導入合宿2:想いを実現するために知っておきたいこと
	8月4日(木)～ 9月3日(土)	地域の暮らしに触れる～芝の家で過ごす一日～
3	8月20日(土)	講義とディスカッション:地域をつくるコミュニティのちから
4	9月10日(土)	講義とディスカッション:私たちの未来を描く～ご近所イノベーション事例100～
5	9月24日(土)	アイデア合宿:アイデアを形に!共感を呼ぶ活動のつくり方1
6	9月25日(日)	アイデア合宿:アイデアを形に!共感を呼ぶ活動のつくり方2
7	10月1日(土)	講義とディスカッション:多様な人を巻き込むためのコツ、無理なく活動を続けるための秘訣
8	10月29日(土)	活動を振り返り意義を確かめる～実践報告とフィードバック
9	11月3日(木・祝)	ご近所イノベーション学校「学園祭」～活動発表会
10	11月12日(土)	地域へ踏み出すために／修了式

※講義時間は原則として午前10時～午後5時を、11月12日(土)は午後1時～5時を予定

中小規模事業所の省エネによる 光熱水費の削減を支援します

中小規模事業所に省エネ相談員を派遣して、光熱水費の削減に向けて、それぞれの事業所の実態に合わせた省エネ対策を提案します。また、省エネに取り組んだ事業所を、「港区省エネ推進モデル事業所」として認定し、区と共に省エネに取り組む事業所として、その取り組みを積極的にPRします。

「光熱水費を減らしたい」、「正しい省エネ対策を知りたい」、「自社の取り組みをPRしたい」等のお悩みを持つビルオーナーやテナント事業者は、ぜひご利用ください。

対象事業所

区内で所有または使用している中小規模事業所

費用

無料

実施予定数

15事業所(申込順)

主な支援内容

- 光熱水費の削減に向けての相談
- 東京都地球温暖化対策報告書を作成しながら、エネルギーの使用状況の整理・検証・説明
- エネルギーの使用状況に合わせた手間のかからない省エネ対策の提案
- 区や都の補助金等の情報の案内

申し込み

電話で、環境課地球温暖化対策担当へ。

問い合わせ

環境課地球温暖化対策担当

☎3578-2474

屋外広告物(看板)は、 許可を受けて設置してください

屋外に広告物を設置するときは、許可が必要です。また、屋外広告物が道路に突き出した場合は、さらに道路占用許可が必要となります。

屋外広告物とは、(1)常時または一定の期間継続して(2)屋外で(3)公衆に表示されるものであり(4)看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するものをいいます。

屋外広告物というと商業広告等をイメージするかもしれませんが、具体的なイメージや観念を表しているものは、(1)～(4)の要件を全て満たしていれば、営利的なものはもちろん、たとえ文字で表示されていない店舗の名称やトレードマーク等内容にかかわらず、歩行者等不特定多数の目に触れるものは、全て屋外広告物となります。

看板を出す際の基準等は、「東京都屋外広告物条例」で細かく定められています。特に、設置高が低い看

板や、道路に大きく突出した看板は、車両や歩行者の通行の障害になり危険です。取り付ける前に、屋外広告物に該当するかどうかを相談の上、許可を受けてから設置してください。また、設置工事等は、都に登録した「屋外広告業登録業者」に限られます。設置工事等を業者に依頼する場合は、都への登録の有無を必ずご確認ください。

「東京都屋外広告物条例」では、屋外広告物を出せない場所や物件が定められています。道路の置き看板やガードレール等に付けているのぼり旗や看板は、必ず敷地内に移動してください。

安全で、良好な景観を形成するために、屋外広告物を設置するときには、取り付け前に、必ず許可を受けてください。

問い合わせ

土木施設管理課占用係

☎3578-2352

みなと

おしらせボード

凡例

対

対象

時

とき

所

ところ

内

内容

人

定員・募集人員

申

申し込み

問

問い合わせ

選

選考方法

担

担当課

※区役所・総合支所への郵便は、郵便番号とあて先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。 ※費用の表記がないものは、すべて無料です。

健康

港区健康づくりサポーターが行う「誰でも簡単！すぐできる！『椅子de太極拳体操』」

初心者、身体の硬い人でも無理なくできて安心です。

☎ 区内在住・在勤・在学者

🕒 5月21日(土)午後2時～4時

📍 青山いきいきプラザ

👤 25人(申込順)

💰 費用 400円(資料等)

📞 電話で、健康クロスリンク研究会 内山へ。 ☎090-7208-5952

🏢 健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083

わかちあいの会みなと

☎ 自死(自殺)で大切な人を亡くした人

🕒 5月25日(水)午後2時～4時

📍 みなと保健所5階

📞 当日直接会場へ。 ※区民のみ保育あり(4カ月～就学前、2人。電話で、5月18日(水)までに、健康推進課地域保健係へ) ☎6400-0084

胃・大腸がん検診(予約制)

☎ 35歳以上の区民

🕒 6月1日(水)～30日(木)午前8時30分～9時30分受け付け

📍 こころとからだの元氣プラザ(千代田区飯田橋3-6-5)

👤 20人(申込順)

📞 電話で、5月11日(水)午前9時から、健康推進課健康づくり係へ。 ☎6400-0083

骨粗しょう症検診(予約制)

☎ 区民で、20歳以上の女性で次のいずれかに該当する人(1)5歳ごとの節目年齢の人(2)過去5年以内に受診していない人※現在骨粗しょう症で治療中の人はご遠慮ください。

🕒 6月8・22日(水)午後2時～2時45分受け付け

📍 みなと保健所

👤 各日20人(申込順)

📞 電話で、5月11日(水)午前9時から、健康推進課健康づくり係へ。 ☎6400-0083

講座・催し物

ご近所ラボ新橋「年に一度の大人の文化祭、一年間の成果を発表する一日」

🕒 5月20日(金)午後2時～9時、21日(土)午前9時30分～午後5時

📍 きらきらプラザ新橋

💰 費用 プログラムによっては費用がかかります。

☎ レース編み、書道、ランチづくり、こどもてしごと、屋上菜園ツアー、トークセッション他

👤 50人程度(会場先着順)

📞 当日直接会場へ。

🏢 芝地区総合支所協働推進課地区政策担当 ☎3578-3192

園芸講座「ビギナーさんのためのハーブレッスン」

☎ 区内在住・在勤者

🕒 (1)6月26日(日)(2)6月27日(月)いずれも午後1時30分～3時30分※いずれか1日のみ

📍 (1)きらきらプラザ新橋(2)赤坂区民センター

👤 各30人(抽選)※保育あり(6カ月～就学前、2人。申し込み時にお申し出ください)

💰 費用 1000円程度

📞 電話で、5月12日(木)～20日(金)に、みなとコール(午前9時(初日は午後2時)～5時受け付け)へ。 ☎5472-3710

🏢 芝・赤坂地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当

初夏のコンサート

☎ どなたでも

🕒 5月28日(土)午後1時30分～2時30分

📍 虎ノ門いきいきプラザ

📞 当日直接会場へ。

🏢 虎ノ門いきいきプラザ ☎3539-2941

手芸教室

☎ 区民

🕒 原則第2・4金曜午後1時～3時※詳しくは、お問い合わせください。

📍 高輪いきいきプラザ

👤 10人(抽選)

💰 費用 月800円

📞 電話または直接、高輪いきいきプラザへ。 ☎3449-1643

ぶらり散歩「水上バスとホテルDEランチ」(ガイド付き)

☎ 区内在住・在勤者

🕒 5月27日(金)午前10時～午後2時

📍 コース 港区観光インフォメーションセンター(東京モノレール浜松町駅3階)前集合～竹芝桟橋付近散策～ホテルにてビュッフェバイキングランチ～日の出桟橋(水上バス)～浅草～浅草観光文化センター前解散※徒歩、水上バスで巡ります。

👤 15人(申込順)

💰 費用 大人4505円(食事・船代)

📞 はがきに、参加者全員の氏名・住所・電話番号を明記の上、5月17日(火・必着)までに、〒105-0011 芝公園4-4-7東京タワーメディアセンター内 港区観光協会「ぶらり散歩」係へ。

🏢 港区観光協会(月～金曜午前10時～午後4時) ☎6452-8666

産業振興課観光政策担当 ☎3578-2552

観光ボランティアによるまち歩きツアー

(1)新緑の明治の杜とスポーツ施設を巡る神宮外苑コース

🕒 5月28日(土)午前9時50分～正午

📍 コース 最先端技術館@TEPIA、神宮球場、神宮外苑いちょう並木、聖徳記念絵画館(館内には入りません)等

(2)“麦秋至(むぎのときいたる)”元和・元禄・文久の高輪を歩くコース

🕒 6月4日(土)午前9時45分～午後0時30分

📍 コース 元和キリシタン受難碑、泉岳寺、東禅寺等

(3)お台場の新しい空間を味わうコース

🕒 6月5日(日)午前9時50分～正午

📍 コース 自由の女神、レインボーブリッジ、台場公園(第三台場)

📍 各コース共通

☎ 小学生以上で坂道や階段を含め全行程歩ける人

👤 20人(抽選)

📞 1人2コースまで申込可。1コースにつき1通ずつお申し込みください。同伴者(1人まで)がある場合は、同伴者の情報もご記入ください。5月16日(月・必着)までに、次のいずれかの方法でお申し込みください。

(1)往復はがきに、希望するコース名と開催日・郵便番号・住所・氏名・年齢・日中連絡のつく電話番号を明記の上、〒105-0011芝公園4-4-7東京タワーメディアセンター内 港区観光協会「観光ボランティアガイド担当」へ。(2)港区観光協会ホームページ

www.minato-kanko.com

「MINATOまち歩きコーナー」の応募フォームへ。5月20日(金)までに、当否を発送・発信します。

🏢 港区観光協会観光ボランティアガイド担当 ☎6452-8666

産業振興課観光政策担当 ☎3578-2552

ボランティア入門講座

☎ これからボランティア活動を始めたい人や、始めたばかりの人で、講座・体験・体験報告全てに参加できる人

🕒 (1)講座:5月27日(金)午後1時30分～4時30分(2)体験:6月1日(水)～3日(金)で指定の体験先から選択(3)体験報告:6月10日(金)午後1時30分～4時30分

📍 (1)麻布区民センター(2)区内施設・団体等(3)麻布地区総合支所

👤 15人(申込順)

💰 費用 300～1400円(ボランティア保険料)

📞 電話またはファックスで、住所・氏名・電話番号を明記の上、5月26日(木)までに、港区社会福祉協議会地域福祉係へ。 ☎6230-0281 FAX6230-0285

🏢 保健福祉課福祉活動支援係

小地域福祉活動入門講座

☎ 地域の福祉活動に興味があり、活動を始めようとしている人

🕒 (1)6月21日(火)(2)6月28日(火)(3)7月19日(火)(4)8月2日(火)午前9時30分～正午

📍 (1)(3)(4)麻布地区総合支所(2)麻布区民協働スペース

👤 20人(申込順)

📍 サロン活動参加

🕒 6月29日(水)～7月18日(月)※(1)～(4)の講座の受講が必要

📍 ・費用 各サロンによって異なります。

📞 電話またはファックスで、住所・氏名・電話・ファックス番号を明記の上、6月16日(木)までに、港区社会福祉協議会地域福祉係へ。 ☎6230-0281 FAX6230-0285

🏢 保健福祉課福祉活動支援係

平成28年度総合水防訓練

台風や大雨に備えるため、区内四消防署および各消防団等と区が合同で水防工法等の操作訓練を行います。訓練は見学することができます。

☎ どなたでも

🕒 6月2日(木)午前9時30分～11時30分

📍 都立芝公園4号地(みなと図書館隣)

📞 当日直接会場へ。

🏢 土木課道路橋りょう係 ☎3578-2320

東京消防庁芝消防署 ☎3431-0119

休日診療

モバイルサイトからもご覧いただけます▶

診療時間

☐は午前9時～午後5時

診療時間

★は午後5時～午後10時

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

5月15日(日)	武村医院(内)	北青山3-12-2	3407-7826
	国際医療福祉大学三田病院(内・外)	三田1-4-3	3451-8121
	小見山歯科医院(歯)	南青山2-27-21 セイリンビル3階	3746-4182
	★海渡医院(内)	麻布台1-10-11	3583-0265
	港区休日歯科応急診療所(港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	3455-4927 (休日のみ)

電話がかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター (毎日24時間)	#7119(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)
	東京都医療機関案内サービス 「ひまわり」(毎日24時間)	☎5272-0303 ホームページ http://www.himawari.metro.tokyo.jp/
電話相談	小児救急 電話相談	月～金曜(祝日を除く) 午後6時～11時 土・日曜、祝日、年末年始 午前9時～午後11時 #8000(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等)

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかりにくい場合は、☎090-9378-7915

5月15日(日)	ヒカリ薬局	虎ノ門5-8-9	3431-3849
----------	-------	----------	-----------

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについて、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

あきる野農業体験

ジャガイモの収穫、サツマイモの植え付け等を体験し、植え付けたサツマイモを秋(11月の日曜を予定)に収穫します。また、草刈り等簡単な農作業も体験します。

☎ 区民で、今回と秋の農業体験の両方に参加できる人

🕒 6月5日(日)午前8時30分～午後5時30分(往復バスで移動)

📍 あきる野市戸倉の畑

👤 40人(抽選)

費用 大人(中学生以上)1500円、小学生1000円※未就学児は無料

☎ 電話で、5月11日(水)～25日(水)に、みなとコール(午前9時(初日は午後3時)～午後5時受け付け)へ。

☎5472-3710

環境課地球環境係

働く人のストレス度チェックとメンタルヘルス講座「女性も男性も自分らしくあるには」

☎ 区内在住・在勤・在学者またはテーマに関心がある人

🕒 6月19日(日)午後2時～4時

📍 男女平等参画センター

👤 30人(申込順)※保育あり(4カ月～就学前、4人程度。6月9日(木)までに、申し込み時にお申し出ください)

☎ 電話または直接、男女平等参画センターへ。

☎3456-4149

詳しくは、男女平等参画センターホームページ

http://www.minatolibra.jp/をご覧ください。

☎ 総務課人権・男女平等参画係

生活セミナー「歯科医がおしえる健康寿命の延ばし方」

☎ 中学生以上

🕒 5月21日(土)午後2時～3時30分(午後1時30分開場)

📍 三田図書館

👤 40人(申込順)

☎ 電話または直接、5月20日(金)までに、三田図書館へ。

☎3452-4951

高輪図書館朗読会「伝えよう美しい日本語」

☎ どなたでも

🕒 6月3日(金)午後2時～3時30分

📍 高輪図書館

☎ 重畳の藤(澤田ふじ子)、蜘蛛の糸(芥川龍之介)、かわうそ(向田邦子)

👤 30人(申込順)

☎ 電話または直接、高輪図書館へ。

※5月19日(木)は休館

☎5421-7617

お知らせ

平成28年度「港区商店街等英語対応力向上支援事業」利用店舗募集中

外国人買い物客に、自慢の商品やサービスを分かりやすく説明できるよう、区がオーダーメイドのマニュアル、ツールを作成します。

☎ 区内に立地する店舗

👤 50店舗(申込順)

☎ 直接、郵送またはファックスで、指定の申請書に必要事項を明記の上、〒105-8511 地域振興課国際化推進係(区役所3階)へ。※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。申請書は港区ホームページからダウンロードするか、電話でお問い合わせください。

☎3578-2565 FAX3438-8252

「みなと環境アプリ開発業務」の委託事業者をプロポーザル方式により公募します

募集要項配布期間 5月12日(木)～25日(水)午後5時※土・日曜、祝日を除く。

募集要項配布場所 環境課地球環境係(区役所8階)または港区ホームページからダウンロードもできます。※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

☎ 直接、5月25日(水)までに、環境課地球環境係へ。

☎3578-2496

港区国民保護計画を変更しました

区では、外国からの武力攻撃事態や大規模テロ等に際して、区が迅速・的確に区民等を保護するために、平成19年3月に「港区国民保護計画」を策定しています。

その後、国の国民の保護に関する基本指針が変更されたことや2020年東京オリンピック・パラリンピック

競技大会が開催されること等から、東京都国民保護計画が変更されたことを受け、区においても平成28年3月に計画の一部を変更しました。

住民の避難や救援等、国民保護措置に関して詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

☎ 防災課危機管理担当

☎3578-2515 FAX3578-2539

平成28年度港区男女平等参画推進会議

☎ 傍聴を希望する人はどなたでも

🕒 (1)第1回:5月24日(火)午後2時～4時(2)第2回:6月1日(水)午前10時～正午

📍 区役所5階会議室

☎ 傍聴または保育(4カ月～就学前、3人程度)を希望する人は、電話で、(1)5月17日(火)までに、(2)5月25日(水)までに、総務課人権・男女平等参画係へ。

☎3578-2025

情報アンテナ

■歯周病予防のための無料唾液検査「だ液でカントン歯周病チェック!あなたの歯ぐきは大丈夫?」

痛くない、つらくない、短時間でできる、わかりやすい簡易検査で行うだ液検査を受けて歯周病予防に役立てましょう。

対象 20歳以上の人ならどなたでも とき 5月26日(木)午前11時～午後3時 ところ 新橋駅西口SL広場 定員 300人(会場先着順)※参加者には記念品を贈呈します。

申し込み 当日直接会場へ。問い合わせ 芝歯科医師会事務所 ☎3431-7716

平成28年経済センサスー活動調査を実施します

平成28年6月1日を基準日として、総務省と経済産業省所管の経済センサスー活動調査が全国一斉に実施されます。経済センサスとは、事業所および企業の経済活動の状態を明らかにし、各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とした調査です。

区内の事業所・企業を対象に、調査員が調査票への回答依頼、配布・回収に伺います。インターネットによる回答も可能です。

調査へのご協力をお願いします。

対象 区内の全ての事業所・企業

問い合わせ

地域振興課統計調査係

☎5114-8881

地区ボランティアコーナー利用団体募集

港区社会福祉協議会では、身近な地域でのボランティア活動を進めるため、「活動の場」「交流の場」「情報の場」として利用できる「地区ボランティアコーナー」を設置しています。

利用できるのは、ボランティア、市民活動を行う団体等で、事前に登

録が必要となります。ぜひご利用ください。

問い合わせ

港区社会福祉協議会地域福祉係

☎6230-0281 FAX6230-0285



自転車盗にご注意を

新緑の季節のさわやかな気候の中、外に出かけたい気分になりませんか。陽光を浴びながらサイクリング等をするのにも最適な季節です。

しかし、そのようなとき、身近に潜んでいるかもしれない「自転車盗」にご注意ください。

自転車盗は「歩くのが面倒くさい」といった理由で行われる等、罪の意識が薄いのが特徴です。平成27年の区内刑法犯認知件数約4600件のうち、自転車盗は約650件(件数はいずれも暫定値)と一割を超える数を占めており、決して皆さんと無縁なことではありません。被害に遭わない

ために、次のようなことに注意しましょう。

(1)路上等に自転車を放置しない

鍵をかけていても、路上に放置しておくで盗難される可能性があります。

(2)防犯登録をする

万一盗難被害に遭っても発見しやすくなります。

(3)わずかな時間でも自転車から離れる時は必ず鍵をかける

鍵は複数かけたり、ワイヤー錠等で自転車と駐輪場の固定物をつなげておくと、被害に遭いにくくなります。

盗難された自転車は、犯罪に利用されてしまうことがあります。また、放置自転車は災害時の避難や救助活動等の妨げにもなります。大切な自転車がそのような状況に巻き込まれないようにするためにも、ぜひ、防犯意識を見直してみてください。

問い合わせ

防災課生活安全推進担当

☎3578-2270



写真今昔物語

第22話

1966
昭和41年



2016
平成28年



新橋

街頭インタビューでおなじみのSL広場がある新橋。明治5(1872)年に新橋―横浜間で日本初の鉄道が開通し、その後、花街としても栄えた新橋は、戦後も商業地域として見事に復興を遂げ、にぎわいを保ち続けてきました。「この広場では、大勢で街頭テレビを観たり、のど自慢大会や美人コンテストが開かれたりと、いつもにぎわっていたよ」と、愛宕一之部連合町会の丸哲夫会長。「写真のように、選挙の時には「花の東京一区」として党首たちが演説に来てね」と当時を懐かしみます。

丸会長は明治から続く創業107年の老舗鳥割烹の3代目。「新橋の駅舎は戦争からの焼失を免れましたが、うちの店―帯は焼け野原に。それでも父が頑張って、すぐに店を再建しました。戦後は、戦災孤児とみられる靴磨きや花売りの子どもたちが駅前に大勢いましたが、子ども同士分け隔てなく遊んでましたよ」と振り返ります。

現在も、多くの商店がひしめく新橋。20年以上も続く「新橋こいち祭」は、写真当時から催されていたさまざまな興行の流れを汲むものともいわれ、地元の人の手づくり」というこだわりがあります。丸会長は「新橋は便利で味わい深い。私たちのような古くからの住民にとっては、離れ難いまちです。これからも、港区の玄関口として胸を張れるまちであり続けたいですね」とお話しくださいました。

感想や写真をお寄せください
区では、皆さんからの感想や写真をお待ちしております。
区長室広報係 ☎3578-2036

共同住宅防犯対策助成事業のご案内

区内の共同住宅の共用部分等に新たに防犯機器を設置する場合、要した費用の一部を助成します。

助成対象者

(1) 区内にある分譲マンションの管理組合および公共住宅等に居住している住民で構成されている団体等(管理組合がないマンションについては、区分所有者の2分の1以上の人で構成する団体)

(2) 区内にある賃貸住宅所有者(個人・法人問わず)

※1対象者につき1回限り

助成対象建物

表3のとおり

助成対象防犯機器

防犯カメラシステム、センサー付きライト・アラーム、オートロックシステム等

助成対象経費

助成対象建物の共用部分等に対する、助成対象防犯機器の新たな設置に要した費用

※リース(賃借)の場合は、設置初年度分の費用

助成対象金額

助成対象経費総額の2分の1(100円未満切り捨て、上限額50万円)

申し込み

設置工事を開始する前に、各総合支所協働推進課協働推進係に相談し、所定の申請書に必要事項を明記の上、必要書類(表4参照)を添えて提出してください。

※申請後、必ず防犯診断(診断費用は区負担)を受けていただきます。

表3 助成対象建物	
分譲マンション 公共住宅 賃貸住宅	●建築基準法その他関係法令に適合していること ●現に住宅として使用されていること ●住宅に係る部分の床面積の割合が、全体の床面積(共用部分等を除く)の5割を超えていること
上記に加え	分譲マンション 公共住宅
	●管理組合等が整備されていること ●管理組合総会または理事会等において、防犯機器の設置について議決または予算措置されていること

表4 申請に必要な書類※この他にも提出いただく場合があります。	
分譲マンション管理組合等 公共住宅住民団体等 賃貸住宅所有者	●申請書 ●防犯機器の設置場所を示す図面 ●設置予定の防犯機器の見積書 ●建築確認通知書または検査済証の写し
上記に加え	分譲マンション管理組合等 公共住宅住民団体等
	●管理組合等の管理規約 ●総会または理事会等で議決されたことを証する書類または予算措置されていることを証する書類
	賃貸住宅所有者
	●建物の所有権を有することを証明する書類(登記簿謄本、固定資産税納税通知書および課税明細書、固定資産評価証明書等)

問い合わせ 各総合支所協働推進課協働推進係 ☎欄外参照

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この広報紙は、古紙を利用した再生紙を使用しています。

屋内喫煙所の
設置費および維持管理費を助成します

区では、建築物を所有する人等が建築物の屋内に喫煙所を設置する際に係る費用(設置費)と屋内喫煙所の維持管理費を助成します。平成28年度から、屋内と同等の設備を有する屋外設置の喫煙所(コンテナ型等)も対象になりました。助成金の活用を検討する場合は、まずはお問い合わせください。

助成制度の概要

助成対象者

- (1) 区内の建築物を所有する人
(2) 区内の建築物を使用する人
(3) 区内の所有敷地内に喫煙所を設置する人

助成金額等

表1・表2のとおり

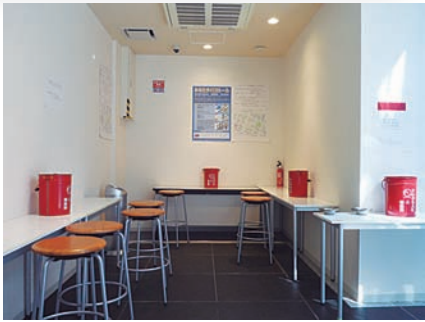
表1 設置費の助成	
助成割合	10/10
面積と助成上限額	5平方メートル以上 10平方メートル未満
	400万円
	10平方メートル以上 15平方メートル未満
	600万円
	15平方メートル以上 20平方メートル未満
	800万円
	20平方メートル以上
	1000万円
助成対象	喫煙室の設置に係る経費のうち、工事費、設備費、備品、機械装置費等

表2 維持管理費の助成

助成割合	10/10
助成上限額	年間144万円
助成期間	5年間
助成対象	電気代、空気清浄機の保守、火災保険料、清掃・ごみ処理委託経費等

助成要件(一部)

- 一般に開放し、利用料が無料であること
○屋内喫煙所の床面積が5平方メートル以上で、収容人員が3人以上であること



助成金を活用して設置した喫煙所

- 原則として、喫煙所の出入口で喫煙所内に向かう風速が秒速0.2メートル以上あること
○出入口に扉が設けられていること
○港区指定喫煙場所としての指定を受けること
○設置費の助成を受ける場合は、最低5年間は継続して運営すること
※記載した以外にも要件があります。

みなとタバコルールを知っていますか

「みなとタバコルール」では、屋外の公共の場所において、「たばこの吸い殻のポイ捨て禁止」、「喫煙の禁止(指定喫煙場所(区が設置または指定する喫煙場所)を除く)」、「私有地で喫煙する場合であっても、屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮」等を条例で定めています。区では、「みなとタバコルール」の周知・徹底を図るため、巡回指導・啓発やキャンペーンを行っています。

問い合わせ
環境課環境政策係 ☎3578-2487

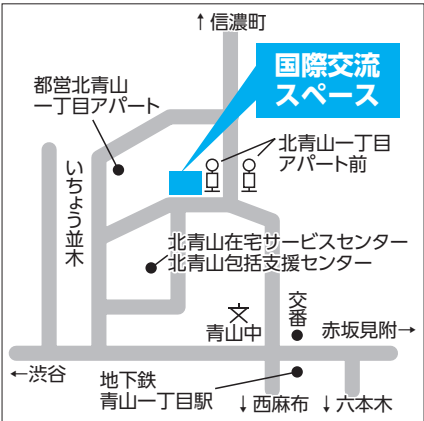
国際交流スペース集会室
をご利用ください

国際交流スペースには、グループ活動や地域交流の場として利用できる集会室があり、貸し出しを行っています。

集会室を利用する場合は、団体登録が必要です。5人以上の団体で、区内在住・在勤・在学者が半数以上であれば、団体登録ができます。国際交流を目的とする団体は、優先的に集会室を利用できます(表5参照)。

ところ

北青山1-6-3都営北青山一丁目アパート3号棟地下1階



利用時間

- (1) 平日:午前9時~正午、午後1時~5時、午後5時~8時(2) 土曜:午前9時~正午、午後1時~5時
※日曜、祝日、年末年始(12月29日~平成29年1月3日)は休館

表5 国際交流スペースの詳細		
部屋	集会室1	集会室2
収容人員	約50人	約25人
基本設備	会議用デスク、いす、ホワイトボード	会議用デスク、いす、ホワイトボード
貸し出し可能備品	プロジェクター、スクリーン	テレビ、DVD・ビデオデッキ

※営利目的の活動はできません。
※貸し出し可能備品を使用する場合は、申し込み時に予約してください。

問い合わせ
○団体登録について
地域振興課国際化推進係 ☎3578-2565
○集会室利用状況について
国際交流スペース ☎3796-3309

◆各総合支所協働推進課協働推進係◆ 芝地区☎3578-3123 麻布地区☎5114-8802 赤坂地区☎5413-7272 高輪地区☎5421-7621 芝浦港南地区☎6400-0031